

〔検討事項〕 **□全員協議会・委員協議会のあり方（※要執行部協議事項）**

1. 考え方について

全員協議会、委員協議会について必要な事項は、別に定めるものとする。

2. 福島市議会の状況

□常任委員協議会に関する先例

- ・先例 320 市長の要請により常任委員協議会を開催することがある。
- ・先例 321 常任委員協議会の開催については、市長から議長に対し開催要請をし、これに基づいて委員長が常任委員協議会を招集する。

□全員協議会に関する先例

- ・先例 323 必要がある場合または市長の要請があったときは、議長は全員協議会を開催する。

※平成 22 年 4 月 21 日開催「福島地方広域行政事務組合の事務事業見直しについて」の全員協議会の運営について協議した平成 22 年 4 月 7 日開会の議会運営委員会における確認、協議事項

【確認事項】

1. 全員協議会は 4 月 21 日（水）基本構想審査特別委員会終了後に議場において開催する。
2. 議長が全員協議会の座長になる。
3. 議長は冒頭に全員協議会の開催趣旨を述べる。
4. 説明員の出席については当局の判断による。
5. 市政記者及び市民の傍聴を許可する。

【協議事項】

1. 全員協議会の発言（質疑）は通告なしで行う。
2. 当局の説明は第一演壇に登壇して行い、質疑、答弁は自席において行う。
3. 全員協議会資料は、4 月 7 日（水）議会運営委員会終了後、各会派控室に机上配付する。
4. 全員協議会資料についての会派説明は、全員協議会の資料配布後、必要に応じて行うものとする。

3. 参考条文、参考事例等

○流山市 第 7 条（全員協議会）

全員協議会について必要な事項は、流山市議会全員協議会要綱（平成 21 年流山市議会告示第 2 号）で定めるものとする。

○取手市 第 16 条（全員協議会）

全員協議会について必要な事項は、取手市議会全員協議会規程（平成 22 年議会訓令第 1 号）で定めるものとする。